

厚木市都市公園条例の一部改正（案）について

1 厚木市都市公園条例改正内容及び改正背景

【運動施設率の参酌基準化】

これまで運動施設率は、都市公園法施行令で50%を超えてはならないとされてきたが、都市公園法施行令の改正（公布：平成29年6月14日 施行：平成29年6月15日）により運動施設率50%を参酌基準として地方公共団体が割合を定めることとなった。

⇒ 運動施設率は都市公園法施行令で定める参酌基準50%を参酌して、厚木市都市公園条例で定める必要が生じ、その値が厚木市の運動施設率となる。

【法改正の背景】（都市公園法運用指針（第3版）平成29年6月国土交通省都市局より）

「既存の運動施設のバリアフリー化を行う際にその敷地面積が増加する場合や、国際基準に対応するための改修により敷地面積が増加する場合など、社会状況等の変化に対応した改修等が困難となる事例が生じている。」

（運動施設とは）

都市公園法第2条第2項で定める「公園施設」の1つ

（例）陸上競技場、テニスコート、野球場、サッカー場など

（運動施設率とは）

運動施設率＝都市公園内における運動施設の敷地面積の総計÷都市公園の全体の敷地面積

2 運動施設率の現状

厚木市が管理する都市公園のうち運動施設がある公園は、荻野運動公園、さぎさか公園、鳶尾中央公園、若宮公園の4公園である。

	公園敷地面積（㎡）	運動施設敷地面積（㎡）	運動施設率
荻野運動公園	236,517.33	50,563.60	21.38%
さぎさか公園	10,655.00	1,637.25	15.37%
鳶尾中央公園	22,729.55	1,400.08	6.16%
若宮公園	88,648.01	3,572.60	4.03%

3 厚木市の基準案

- （1）今回の施行令改正の主旨は、社会状況等の変化（バリアフリー化や国際基準）に対応するため、運動施設率50%を超す要件の緩和措置である。
- （2）都市公園のいずれも運動施設率は、今後の整備計画も含め、十分に余裕がある。
- （3）レクリエーションや防災など都市公園として機能するために、一定以上のオープンスペースを確保する必要がある。

⇒ 厚木市の運動施設率は、緩和措置の上乗せを活用する必要がないことから、都市公園本来の機能が損なわれない基準値として設定されていた施行令を参酌して、50%を超えないとする。